

名古屋市教育委員会告示第10号

博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第 285 号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をしました。

令和 7 年 3 月 28 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

- 1 登録年月日  
令和 7 年 3 月 26 日
- 2 登録番号  
第 2 号
- 3 設置者の名称及び住所  
名古屋市  
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
- 4 博物館の名称及び所在地  
名古屋市科学館  
名古屋市中区栄二丁目17番 1 号

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課